

## 随意契約の契約状況表

( 子どもすこやか部 )

	契約担当課	件名	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額 (単位：円)	地方自治法施行令第167条の2第1項中の号	随意契約の理由
1	子育て支援課	子育て世帯・ヤングケアラー等訪問支援事業ヘルパー派遣業務委託	令和4年10月1日	大分市高城西町32番36号 社会福祉法人グリーンコープほか 11件	2,000,000	2号	<p>本事業では、家事・育児支援を行う中で家庭の状況を把握し、保護者やヤングケアラー等に寄り添い、家庭が抱える不安や悩みを傾聴することで子育て環境を整えていく必要のあること、並びに、事業の性質上、急遽支援が必要な場合も対応する必要があることから、ヘルパー派遣の実績があり、家事・育児支援を適切かつ迅速に実行できるヘルパーの派遣が求められる。以上の要件のもと市内に開設している訪問介護事業者に対し業務受託の可否について照会したところ、12者の事業者より受託可との回答があり、これらの事業者は、本事業の受託において求められる要件を満たしていると考えられる。</p> <p>※派遣単価@3,000円（h） @1,860円（回） @370円（時間外加算0.5h毎）</p>
2	子育て支援課	大分市子ども等見守り訪問支援事業委託	令和4年10月1日	大分市顕徳町1丁目13-17 社会福祉法人 大分県福祉会	4,500,000	2号	<p>本事業は、大分市要保護児童対策地域協議会に支援対象児童等として登録されている子ども等の居宅を訪問するなど子ども等の見守り体制を強化することを目的として実施するものである。事業の性質上、事業者には家庭での子ども等のアセスメントを適切に実行し対応する能力や、地域の関係機関との連携が求められる。</p> <p>社会福祉法人大分県福祉会の有する児童家庭支援センターゆずりはは、これまでも大分市内唯一の児童家庭支援センターとして大分市全域に対して、地域での児童福祉相談支援機関としてアウトリーチ型の訪問実績を持ち、適切なサービスを提供できる事業者であ適切なサービスを提供できる事業者であることから、本事業の受託において求められる要件を満たしていると考えられる。</p>